

令和4年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧

産業	項目	①申出ケース	②提出月日	具 体 的 審 査 内 容										⑭受理月日		
				③適用事業場数 (件)	④適用労働者数 (人)	申出の合意労働者数等						⑪合意比率 ⑥÷④ [⑧÷④] (%)	協約による最低額 ⑫時間額 (円)		現行最賃 ⑬時間額 (円)	⑫-⑬ 差額 時間額 (円)
						⑤組合数	⑥労働者数 (人)	うち労働協約等		うち機関決定等						
								⑦組合数	⑧労働者数 (人)	⑨組合数 ⑤-⑦	⑩労働者数 ⑥-⑧(人)					
E211	ガラス・同製品製造業	労働協約	6/13	34	1,620	4	792	4	792	0	0	48.8	1,065	923	142	6/16
											48.8					
E234	電線・ケーブル製造業	労働協約	6/15	10	1,385	3	968	3	968	0	0	69.8	1,043	942	101	6/20
											69.8					
E29 E30 E28	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	労働協約	7/4	354	28,464	17	16,795	17	16,795	0	0	59.0	1,010	927	83	7/4
											59.0					
E262 E311 E313 E315 E3199	建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同付属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部品・付属品製造業、その他の輸送機械器具製造業	労働協約	7/5	433	33,997	14	16,930	14	16,930	0	0	49.8	1,008	962	46	7/5
											49.8					

- ※ 1 「労働協約等」について、賃金の最低額の定めを含む労働協約（労働組合法第14条に規定する要件を満たしたものに限り）が締結されている場合。
「機関決定」については、労働組合又は使用者団体により最低賃金を改正することが必要であるとの機関決定が行われている場合。
- 2 「③適用事業場数」及び「④適用労働者数」については、平成28年経済センサス-基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。